

あかり便り

2017年12月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

めっきり寒くなり、本格的な冬が今年も到来してきました。

そして、今年も残すところあとひと月...会計事務所業界では年末調整に追われる季節でもあります。

お客様に置かれましては、年末調整資料の準備を進めて頂きたいようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～12月の税務カレンダー～

12/11

11月分源泉所得税・住民税の納付

1/4

10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・法人事業税・法人住民税>

4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

給与所得の年末調整

給与所得者の保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



所有者不明の土地を公共利用

全国で 400 万ヘクタール以上あるといわれる所有者不明の土地をめぐり、国土交通省は、新たに「利用権」を設定して、所有者の同意を得なくても公益性のある事業に利用できるようにする新制度を創設する方針を明らかにしました。

来年の通常国会に特別措置法案を提出することを目指します。

国交省の案は、所有者不明の土地を使いたい自治体や民間業者が都道府県知事に申請し、地元の市町村などの意見を聞いた上で明確な反対が出なければ、知事の裁定に基づき土地の利用を認めるというもの。5年程度の期限を定め、期限到来時にも所有者が現れなければ、利用権を更新します。

利用目的は公園や広場、文化施設など公益性のある事業を想定しているとのこと。

問題は、土地を利用してしまってから、本来の所有者が現れるケースです。国交省の案では、利用期間の賃料に相当する額を供託しておくことに加えて、所有者の同意を得られた時には利用を継続し、得られなければ原状回復して土地を明け渡すそうです。

しかし、すでに文化施設などが建ってしまっているものを原状回復するというのは現実味に乏しく、地元の理解を得られないケースも考えられます。複数人の土地にまたがっている時には調整が難航することも考えられ、個人の土地を都道府県が利用権の名のもとに“徴用”することにもなりかねないだけに、慎重な議論が必要となりそうです。

不動産の権利登記は、相続などで所有者が変わっても名義変更の義務はないため、資産価値が低い山林などの不動産を相続した人は相続登記をせず、被相続人名義のまま放置することがあります。数十年が経って代が変わると、不動産登記を調べても本来の所有者が分からないケースも多く、公共事業の際の用地買収の障害となっています。